

文化芸術公演による交流とまちのにぎわい創出事業企画運営業務 委託仕様書

1 目的

本事業は、市民が演劇やミュージカル、舞踊、歌舞伎、オペラ等の文化芸術（以下、「演劇等」という。）に触れ、豊かな感性を育むことを目的として演劇等の鑑賞事業を実施する。

また、演劇等の取組みを広く発信して、青少年をはじめとした市民が文化芸術に親しむきっかけづくりとし、新しい人材を多角的に募集するとともに、施設を核とした様々な世代・団体等の交流や、まちのにぎわいの創出を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

3 履行場所

伊予市文化交流センター文化ホール 他

4 業務条件

- (1) 初心者（小学生等）でも楽しめる演劇等鑑賞会を伊予市文化交流センター文化ホールで開催すること。
- (2) 市民の出演を主体とした演劇等鑑賞会を企画演出すること。
- (3) ボランティアスタッフのマネジメント（役割分担、作業の指示等）や、連絡調整を行うこと。
- (4) 鑑賞会を有償チケットとする場合は、企画提案時の販売額を超えないこと。また、本業務の実施に際して協賛金等の収入を得る場合、それらの収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。
- (5) 実施日程に関しては、伊予市教育委員会事務局社会教育課と協議すること。

5 業務内容

- (1) 企画・実施業務
 - ① 公演内容に係る企画立案、制作に関すること
 - ② 公演の実施に関すること
 - ③ 出演交渉、出演契約に関すること
 - ④ 出演者・ボランティアスタッフとの連絡調整に関すること
 - ⑤ 公演に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること
- (2) 管理運営業務
 - ① 公演の問い合わせ対応に関すること
 - ② 公演実施の工程管理に関すること
 - ③ 公演の進行管理（司会等含む。）に関すること
 - ④ 公演の記録（実施内容がわかる写真や動画）に関すること
 - ⑤ チラシ・プログラム等配布物の作成・印刷に関すること
 - ⑥ 著作権使用に関すること

6 経費等の負担区分

この業務に必要な経費等の負担区分は次のとおりとする。

(1) 市が負担するもの

- ① 舞台技術員3人（主担当、音響、照明）
- ② 当日、リハーサル等に係る施設使用料（備品・設備含む。）
市から施設に直接支払い。
1者あたり382,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- ③ その他市が負担することが適当であると認められるもの

(2) 受注者が負担するもの

- ① 上記以外で受注者が必要とするもの
市からの事業者への委託料は、1者あたり825,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- ② その他受注者が負担することが適当であると認められるもの

7 業務報告

業務完了後、業務完了通知書とともに事業報告書（A4版）を1部提出すること。
事業報告書は、実施日時・出演者・演目をはじめとした実施概要、収支決算書、記録（写真）を含めて作成すること。

8 その他

- (1) 演劇等鑑賞会については、より多くの人に向けての発信を視野に入れ、インターネット上で発信できるよう配慮すること。
- (2) 本業務において知り得た秘密事項は、秘密を厳守するものとし、一切他に公表もしくは貸与、使用しないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて定めるものとする。